

熊本市教育委員会に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成20年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

本則中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(提出理由)

例によることとされる規則の変更により熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成20年教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>熊本市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、<u>熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u>（平成17年規則第3号）の例による。</p>	<p>熊本市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、<u>熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成17年規則第3号）の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。